

第 53 回 知的財産管理技能検定
1 級 学科試験
ブランド専門業務

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2025年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から1つ選びなさい。

- 1 次の文章は、企業のブランドマネジメントについて述べたものである。問1～問3に答えなさい。(出典：特許庁・一般社団法人発明協会 アジア太平洋工業所有権センター 「企業における商標管理」, 2011年。なお、出題のため一部変更している。)

企業は自社と他社の商品、サービスを区別するために独自のブランドを用いて、日々のさまざまな企業活動をしているが、さらに商品、サービスを提供するときだけでなく、広告宣伝、社会貢献活動などにおいてもブランド効果を利用している。これらの企業活動を通じてブランドは顧客から評価され信用を蓄積してゆく。顧客はブランドを目印としてその企業の商品、サービスの提供を求めるようになってゆく。そのためブランド価値の向上は経営課題の重要な1つである。

企業は国際的な活動をする際に、国籍が違う子会社、関連会社を通じて ブランドを使いグループ として行動することが多い。その場合のブランドの機能は、グループ会社を束ねるものである。いわばグループ会社全体で となってブランド価値を高める活動をしなければならない。 に行っているのは顧客の混乱を招くことになる。そのためには統括する親会社からグループ会社への明確な基準に基づいた が必要ということになる。例えば商標を勝手に変形しないとかカラーや寸法についても厳格な基準のもとにグループ会社に使わせなければならない。

ブランドのもう1つの重要な機能は、自社の確立したブランドに似せてくる競合ライバルや模倣品メーカーの商品を明確に違うものとして拒否することである。自社グループの海外子会社が模倣品メーカーのような変形した商標を自ら使っていれば、模倣品を排除できなくなる。

問1

ア～エを比較して、空欄 に入る語句として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 異なる
- イ 同一の
- ウ 類似の
- エ 地域に根付いた

問2

ア～エを比較して、空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- | | | |
|---|--------------------------------------|--------------------------------------|
| ア | <input type="text" value="2"/> =ばらばら | <input type="text" value="3"/> =個々 |
| イ | <input type="text" value="2"/> =一体 | <input type="text" value="3"/> =ばらばら |
| ウ | <input type="text" value="2"/> =個々 | <input type="text" value="3"/> =一体 |
| エ | <input type="text" value="2"/> =一体 | <input type="text" value="3"/> =一体 |

問3

ア～エを比較して、空欄 に入る語句として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 広報活動の強化
- イ 経営計画策定の指示
- ウ グループ内連携会議の開催
- エ ライセンス契約の締結

2 問4～問24に答えなさい。

問4

スタートアップ企業X社の知的財産担当者甲は、2021年に日本貿易振興機構（ジェトロ）が公表した資料「デット・ファイナンスに向けて果たしうる役割とは（世界，日本）スタートアップの資金調達に知的財産権の活用を（前編）」を読んで、スタートアップの資金調達について学習している。ア～エを比較して、同資料に基づく甲の理解として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 資金調達コストという面からデット・ファイナンスとエクイティ・ファイナンスとを比較してみると、資金調達コストはデット・ファイナンスの方が低い。しかも、事業の進展とともに不確実性や債権者と債務者間の情報の非対称性といった障壁が軽減され、デット・ファイナンスの資金調達コストはさらに低下していくとされる。
- イ 特に米国や欧州などでは近年、デット・ファイナンスにあたって知的財産権の価値に着目した、知的財産担保融資が有望視されている。しかし、知的財産権は無形固定資産であり、その特有の問題として、（1）知的財産権は換価処分が難しい、（2）担保権設定は多くの場合、譲渡担保により行わなければならない性質がある、（3）実施権を設定した場合を除き、知的財産権そのものがキャッシュフローを生み出さない性質がある、ことが指摘される。
- ウ デット・ファイナンスに関し、有形固定資産を多く保有していないSaaS系などのIT系スタートアップやサービス系スタートアップにとって、知的財産権を担保とした融資は困難であるとされる。
- エ 知的財産権を保有又は利用している中小企業では、売上高営業利益率と総資産営業利益率（ROA, Return on Asset）が低下する。反面、総資産回転率は改善する傾向にあると指摘される。

問5

サプリメントメーカーX社は、新商品のサプリメントAに関連して用いる商標の候補として、商標B、C、D、Eのそれぞれを検討している。商標Bは、サプリメントAの名称の候補としてローマ字3字のみからなるものである。商標Cは、サプリメントAの名称の候補としてローマ字4字のみからなるものである。商標Dは、サプリメントAに用いるオリジナルキャラクターの図形のみからなるものである。商標Eは、商標Cのローマ字4字の左側に商標Dのキャラクターの図形を配置したものである。X社の知的財産担当者である甲は、商標B、C、D、Eのそれぞれの登録可能性及び出願に際しての留意事項の検討（先行商標調査を含む。）を営業部門から依頼された。その際、X社としては、商標B、C、D、Eのそれぞれについて指定商品「サプリメント」のみの商標権が取得できれば十分であり、その他の指定商品・役務についての商標権は不要である旨を伝えられた。甲は、先行商標調査に際し、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を用いる予定である。ア～エを比較して、先行商標調査等に関する甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。なお、類似商品・役務審査基準によれば、商品「サプリメント」は、第5類に属し、類似群コードは32F15である。

- ア ローマ字3字のみからなる商標は、自他商品・役務の識別力を有さないとして原則として商標登録が認められない。そのため、少なくとも現時点では、商標Bの出願は見送った方がよい。
- イ 商標CについてJ-PlatPatで調査する際は、検索条件として、区分の欄に「5」を入力し、類似群コードの欄に「32F15」を入力した上で、商標Cと同一又は類似となり得る先行商標を検索する必要がある。
- ウ J-PlatPatを用いた調査の結果、商標Cと同一又は類似の先行商標が全く存在しなかった場合、商標Cに係る商標登録出願の願書では標準文字の欄を設けた方がよい。標準文字を選択すれば、商標Cを構成する4字のローマ字の書体を特定せず、より広い商標権の取得を図ることができる。
- エ J-PlatPatを用いた調査の結果、商標Cと同一の先行商標が見つかった一方で、商標Dと同一又は類似の先行商標が全く存在しなかった場合、商標Eについては、商標Cと同一のローマ字4字の部分を含むことを理由として、商標登録を受けられる可能性が低い。

問6

化粧品メーカーX社は、商品名を「ABC」とする新しい香水の販売を考えている。新しい香水は香りや香水瓶の形状の一部が特徴的であり、包装パッケージの赤い色彩にもこだわりがあることから、これらを商標権で保護できないか検討している。ア～エを比較して、X社の商標担当者である甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 香りについて特徴的であり識別力を有すれば、見本を提出することで匂いの商標として日本の商標法による保護対象となり得るので、香りについて商標登録出願する。
- イ 赤い色彩については色彩のみからなる商標として日本の商標法による保護対象となり得るので、まだ広告や販売を開始していない段階ではあるが使用をする意思はあるので、商標の使用を開始する意思及び事業予定を提出することで、商品「香水」について、赤い色彩のみからなる商標の登録を受けることに問題はない。
- ウ 香水瓶の形状については、立体商標として日本の商標法による保護対象となり得るので、商標法第3条第2項の適用も視野に入れた上で、将来的には立体的形状のみでの商標登録を検討する。
- エ 商品名「ABC」については、文字商標として日本の商標法による保護対象となり得るが、現状では書体を特定していないことから、「標準文字」で権利化しなければならない。

問7

雑誌の出版業者であるX社の商標担当者甲は、今後自社で販売する商品や提供するサービスについて商標登録出願する場合に備えて、商標法第6条第1項及び第2項の取扱や適切な指定商品・指定役務の記載について検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 第16類に属する商品を広く指定したいので、第16類「雑誌，その他本類に属する商品」という指定商品の記載を採用する。
- イ X社では雑誌広告も行うので、第16類「雑誌，雑誌による広告」という指定商品の記載を採用する。
- ウ 第9類「雑誌」として出願した場合であっても、第16類「雑誌」に補正することはできる。
- エ 第9類「電子出版物，雑誌」として出願した場合には、1区分での出願であるため、第9類「電子出版物」及び第16類「雑誌」といったように2区分の出願に補正することはできない。

問 8

X社が商標登録出願したところ、X社の親会社であるY社の登録商標を引用商標1として、Y社のグループ会社であるZ社の登録商標を引用商標2として商標法第4条第1項第11号を理由とする拒絶理由が通知された。ア～エを比較して、本拒絶理由通知への対応についてのX社の商標担当者甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア X社が商標登録出願に係る商標を登録することについて、親会社であるY社の承諾を得ることができれば、商標法第4条第4項（先願に係る他人の登録商標の例外）の適用により、引用商標1との関係における拒絶理由を解消できる可能性はある。
- イ Y社はX社の親会社であり支配関係があるので、X社の出願に係る商標が登録を受けることについてY社が了承している旨の証拠として、Y社による陳述書及び支配関係があることを立証する資料を提出することができれば、商標法第4条第4項（先願に係る他人の登録商標の例外）の適用を受けなくても、引用商標1との関係における拒絶理由を解消することができる。
- ウ X社とZ社の間には支配関係はないが、商標法第4条第4項（先願に係る他人の登録商標の例外）の適用を受け、引用商標2との関係における拒絶理由を解消できる可能性はある。
- エ X社とZ社の間には支配関係はないが、X社の出願に係る商標が登録を受けることについてZ社が了承している旨の証拠として、Z社による陳述書及びグループ会社であることを立証する資料を提出することができれば、商標法第4条第4項（先願に係る他人の登録商標の例外）の適用を受けなくても、引用商標2との関係における拒絶理由を解消することができる。

問9

スポーツ用品メーカーX社の知的財産担当者甲は、特許庁から送付された商標登録出願に対する拒絶理由通知について対応を検討している。拒絶理由通知には、商標登録をすることができない理由として、理由1：商標登録出願において指定している小売等役務について商標法第3条第1項柱書（使用についての疑義）の要件を具備しないこと、理由2：同法第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）に該当することが挙げられている。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 事業がまだスタートしていない場合、小売等役務に係る事業を近い将来行う予定があることを明確にするため、商標の使用意思を明記した書面及び事業予定を添付した意見書を提出すれば、理由1は解消できる。
- イ 使用予定のない小売等役務が含まれている場合、その小売等役務を削除すれば、理由1は解消できる可能性がある。
- ウ 本願における第25類の指定商品「被服」が理由2における引用の指定商品「ティーシャツ」と抵触しているようなので、本願の「被服」を「スウェットシャツ」に変更すれば、理由2は解消できる。
- エ 理由2における引用の商標権者は取引先であるので、承諾書を得ることができれば、理由2を解消できる可能性がある。

問10

電機メーカーX社の知的財産担当者甲は、自社及びグループ会社の商標登録の管理について検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 更新に係る登録料の納付期間を過ぎた場合、割増の更新料が必要となるもののその期間の経過後6カ月以内に更新料を追納することができる。
- イ 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても登録料を納付することができる。
- ウ 登録料の分割納付について、分割納付の前期分と後期分を納付した場合の合計金額と、10年分を一括で納付した場合の金額とは同額である。
- エ 設定登録後の特許料については自動納付制度の利用が可能であるが、商標の更新申請については自動納付制度の対象外である。

問 1 1

ア～エを比較して、意匠の新規性喪失の例外に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠法第4条が定める新規性喪失の例外の規定は、創作された意匠が、その公開時において意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、公知意匠に該当するに至った意匠（以下「公開意匠」という。）となったときは、その公開意匠が最初に公開された日から1年以内に当該公開意匠について意匠登録を受ける権利を有する者が意匠登録出願し、所定の要件を満たした場合、その意匠登録出願に限り、新規性及び創作非容易性の要件の判断において、当該公開意匠を公知意匠ではないとみなすものである。
- イ 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。ただし、当該書面の提出に代えて、当該意匠登録出願の願書にその旨を記載して書面の提出を省略することができる。
- ウ 公開意匠が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。同一又は類似の意匠について意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至る起因となった意匠登録を受ける権利を有する者の二以上の行為があったときは、当該書面の提出は、当該二以上の行為の各々について行う必要がある。
- エ 意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書は、出願人が証明する書面であってもよい。

問 12

ア～エを比較して、意匠のパリ条約による優先権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア パリ条約による優先権の主張を伴うわが国への意匠登録出願ができる期間（優先期間）は、第一国への最初の出願日から6カ月である。
- イ わが国においては、特許法と意匠法での法域相互間の出願の変更が可能である。特許出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、「優先権証明書類等」の中にわが国への意匠登録出願の意匠と同一の意匠が示されていれば、優先権主張の効果は認められる。
- ウ わが国においては、商標登録出願から意匠登録出願への出願の変更は認められていない。商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、優先権の主張の効果は認められない。なお、優先権の基礎となる第一国への商標登録出願が、立体商標であっても、優先権の主張の効果は認められない。
- エ 折り畳み式の携帯電話機の意匠について、以下の場合、優先権の主張要件における同一性の判断において、第一国出願の意匠と日本出願の意匠は同一であると判断されない。

第一国の意匠登録出願：折り畳み式の携帯電話機の閉じた状態の形状等を表す図面のみが記載されており、開いた状態の内側の形状等は記載されていない。

日本の意匠登録出願：折り畳み式の携帯電話機の開いた状態の内側を破線で表し、閉じた状態で現れる部分を「意匠登録を受けようとする部分」とする出願。

問 13

事務用品メーカーX社は、X社が社内の公募により決定し、採用したデザインを使用したワーキングチェア（以下、「本製品」という。）と極めて類似した商品を販売するY社に対して、不正競争防止法に基づき訴えを提起することを考えている。ア～エを比較して、不正競争防止法に関するX社の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 周知表示混同惹起行為について規定する不正競争防止法第2条第1項第1号の「商品等表示」には、人の業務に係る氏名、商標、商品の容器若しくは包装が含まれる。商品の形態は、本来的には商品の出所を表示する目的を有するものではないが「商品等表示」に該当する場合がある。
- イ X社が、Y社に対して訴えを提起する前に、動画投稿サイトを通じて、Y社の名前を出さずに、Y社の本社社屋を撮影した写真を示して「この会社は模倣品を販売する違法な企業である」との見解を公開した場合、X社の行為が不正競争に該当することはない。
- ウ 本製品に関して、著名表示冒用行為について規定する不正競争防止法第2条第1項第2号の「著名な商品等表示」と認められるためには、本製品の商品等表示が愛好家の間で広く知られていれば足りる。
- エ X社の訴えの提起時点で、日本国内において本製品を最初に販売した日から5年を経過していない場合であれば、Y社が本製品を模倣した商品を販売する行為について、不正競争防止法第2条第1項第3号に基づく差止請求が認められる。

問 1 4

化学品メーカー X 社の知的財産部の部員甲と乙は、取引先の特許事務所が弁理士法人となった旨の案内を受領した。ア～エを比較して、甲と乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「特許業務法人という法人の名称も聞いたことがあるのですが、弁理士法人とは違うのですか。」
乙 「従来、弁理士の所属する法人の名称には『特許業務法人』が用いられてきましたが、弁理士は、特許に限らず、意匠や商標等のさまざまな知的財産を取り扱う機会が増加してきたこと等を踏まえ、弁理士が所属する法人の名称は『特許業務法人』から『弁理士法人』に改めるよう弁理士法が改正されました。」
- イ 甲 「弁理士法人の設立には、何人の弁理士が必要ですか。」
乙 「弁理士法人の設立には、2人以上の弁理士の社員がいることが必要です。」
- ウ 甲 「弁理士法人はどのような業務を行うことができますか。」
乙 「弁理士法人は、他人の求めに応じ、例えば、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続についての代理を業として行うことができます。」
- エ 甲 「弁理士法人を代表する社員は、どのような権限をもちますか。」
乙 「弁理士法人を代表する社員は、定款によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができます。」

問 15

次の文章は、ある控訴審判決の一部である（なお、出題のため一部変更している）。X社の知的財産部の部員甲と乙は、この判決に関して、会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

（前略）

そこで、検討すると、著作権法は「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」を目的とし（同法第1条）、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（同法第2条第1項第1号）と定めるとともに、同法にいう「『美術の著作物』には、美術工芸品を含むものとする」（同条第2項）と定める。なお、昭和44年5月16日の第61回国会衆議院文教委員会における政府委員の答弁によれば、同項の「美術工芸品」とは、一品制作の美術的工芸品を指すものと解される（甲269）。また、著作権法では、著作者の権利として著作権に含まれる権利（同法第17条第1項、第21条から第28条まで）や、著作者人格権（同法第17条第1項、第18条から第20条まで）、著作権の制限規定（同法第30条から第50条まで）等が定められ、存続期間は、原則として著作者の死後70年を経過するまで（同法第51条）とされている。

他方、意匠法は「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」を目的とし（同法第1条）、意匠とは「物品」「の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）」「であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」（同法第2条第1項）と定める。また、意匠権は、設定登録により発生し（同法第20条以下）、意匠権者の権利として、「業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する」（同法第23条。なお、実施とは、意匠に係る物品の製造、譲渡等をする行為をいう。同法第2条第2項）などと定めるが、人格権の規定はなく、存続期間は、原則として意匠登録出願の日から25年をもって終了する（同法第21条第1項）。

いわゆる応用美術の著作物及び意匠に係る法令の適用範囲や保護の条件は、ベルヌ条約（昭和50年条約第4号）上、同盟国の法令の定めるところによるとされており（同条約第2条（7））、原告製品のような実用品の形状等に係る創作をわが国内においてどのように保護すべきかは、わが国の著作権法と意匠法のそれぞれの目的、性質、各権利内容等に照らし、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図るという見地から検討する必要がある。

しかるところ、原告らが主張するように、作成者の何らかの個性が発揮されていれば、量産される実用品の形状等についても、著作物性を認めるべきであるとの考え方を採用したときは、これらの実用品の形状等について、審査及び登録等の手続を経ることなく著作物の創作と同時に著作権が成立することとなり、著作権に含まれる各種の権利や著作者人格権に配慮する必要から、著作権者の許諾が必要となる場面等が増加し、権利関係が複雑になって混

（次ページに続く）

乱が生じることとなり、著作権の存続期間が長期であることも相まって「公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」という著作権法の目的から外れることになるおそれがある。立法措置を経ることなく、現行の著作権法上の著作権の制限規定の解釈によって、問題の解決を図ることは困難といわざるを得ない。他方、著作権法第2条第1項第1号によれば、「著作物」ということができるためには「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属する必要があるところ、実用品は、それが美的な要素を含む場合であっても、その主たる目的は、専ら実用に供することであって、鑑賞ではない。実用品については、その機能を実現するための形状等の表現につきさまざまな創作・工夫をする余地があるとしても、それが視覚を通じて美感を起こさせるものである限り、その創作的表現は、著作権法により保護しなくても、意匠法によって保護することが可能であり、かつ、通常はそれで足りるはずである。これらの点を考慮すると、原告製品のような実用品の形状等の創作的表現について著作物性が認められるのは、それが実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合又は当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合に限られると解するのが相当である。著作権法第2条第2項は、「美術の著作物」には「美術工芸品」を含むものとする旨規定しており、同項の美術工芸品は実用的な機能と切り離して独立の美的鑑賞の対象とすることができるようなものが想定されていると考えられるのであって、同項の規定は、それが例示規定であると解した場合でも、いわゆる応用美術に著作物性を認める場合の要件について前記のように解する1つの根拠となるというべきである。（以下略）

- 甲 「この判決では、量産される実用品の形状について著作物性を広く認めることによって生じ得る問題として、何が指摘されていますか。」
- 乙の発言1 「著作物の創作と同時に著作権が成立することになりますので、権利関係が複雑になって混乱が生じると指摘されています。」
- 甲 「デザイン性の高い実用品に著作権の保護が及ばないとすると、模倣品が出回ってしまう危険性がありますね。」
- 乙の発言2 「実用品の機能を実現するための形状の表現については、それが視覚を通じて美感を起こさせるものである限り、著作権法により保護しなくても、意匠法によって保護することが可能です。」
- 甲 「実用品のデザインは、著作権法で保護される場合はないのですか。」
- 乙の発言3 「実用品であっても、専ら美的鑑賞目的のために制作されたものといえる場合には、著作物になります。」
- 甲 「実用性が中心でもデザインが美的鑑賞の対象となる場合には、著作権法で保護されるということですね。」
- 乙の発言4 「実用的な機能を実現するためのデザインであっても、美的鑑賞の対象となる場合には、著作権法で保護されますね。」

ア 乙の発言1 イ 乙の発言2 ウ 乙の発言3 エ 乙の発言4

問 16

生産者団体Xは、地域Aにおけるスイカの生産業者などからなる団体である。地域Aで生産されるスイカは名称Bが付されて全国に出荷されている。生産者団体Xの甲は、名称Bを地理的表示（G I）保護制度で保護することについて調べている。ア～エを比較して、G I 保護制度に関する甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 名称BについてG I 登録を受けるためには、名称Bは、生産者団体Xが使用するものとして周知となっていることが必要である。
- イ スイカについてG I 登録を受けた場合、スイカの加工品であるジャムにもG I マークを使用することができる。
- ウ 名称Bを付したスイカの実業家の生産者団体が、生産者団体X以外にも地域Aに存在する場合であっても、生産者団体Xは、名称Bについて単独でG I 登録を受けることができる場合がある。
- エ 名称BについてG I 登録を受けた場合、10年毎に更新登録の申請が可能である。

問17

X社のブランド戦略部の部員甲と乙は、消費者庁「事例でわかる景品表示法 不当景品類及び不当表示防止法ガイドブック」の記載内容について話している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「『当店通常価格』や『セール前価格』といった過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合に、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を比較対照価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、不当表示に該当するおそれがあります。」
- 乙 「ここで『販売されていた』とは、事業者が通常の販売活動において当該商品を販売していたことをいい、実際に消費者に購入された実績のあることが必要です。」
- イ 甲 「景品表示法では、一般消費者に商品・サービスの品質や価格について、実際のもの等より著しく優良又は有利であると誤認される表示（不当表示）を禁止しています。」
- 乙 「この景品表示法に違反する不当表示については、事業者側に故意・過失がなかったとしても、景品表示法に基づく措置命令が行われることとなります。」
- ウ 甲 「景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しています。」
- 乙 「この場合の『著しく』とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指します。」
- エ 甲 「不実証広告規制により、合理的な根拠がない効果・性能の表示は優良誤認表示とみなされます。」
- 乙 「提出資料の『合理的な根拠』の判断基準としては、例えば、専門家等が客観的に評価した見解又は学術文献で、その専門分野で一般的に認められているものが求められます。」

問18

小規模飲料メーカーX社は、大手飲料メーカーY社との業務提携交渉（資本提携、吸収合併等を含む）を進めている。X社の法務担当者甲と知的財産担当者乙が協議している。ア～エを比較して、甲と乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「X社がY社に経営統合された場合、X社名義の商標権は特段の登録手続を行わなくても、その効力発生と同時にY社に移転することになりますか。」
乙 「いいえ。法人格が残る会社の買収の場合、商標権は当然には移転しません。商標権を移転する場合は通常の譲渡によって移転します。」
- イ 甲 「X社が使用する商標に係る商標権は私（甲）個人の名義となっています。Y社による吸収合併が成立した場合、この商標権も自動的にY社に移転しますか。」
乙 「いいえ。個人名義の商標権は会社の吸収合併によって自動的に移転することはありません。」
- ウ 甲 「X社がW社と共有している商標権について、Y社への吸収合併を行う場合、W社の同意は必要ですか。」
乙 「はい。共有に係る商標権は、他の共有者の同意が必要です。」
- エ 甲 「X社がV社に通常使用権を許諾している商標権をY社に譲渡する場合、V社の許諾を得る必要がありますか。」
乙 「いいえ。通常使用権者の同意なしで、商標権を第三者に譲渡することは可能です。」

問19

電子機器メーカーX社は、同業のY社が保有する意匠権K（本意匠）と意匠権L（関連意匠）について、通常実施権の許諾を受けるべく検討している。意匠権Kの登録意匠Mは携帯情報端末の本体デザインに係るものであり、意匠権Lの登録意匠Nは登録意匠Mの関連意匠である。X社の法務担当者甲と知的財産担当者乙が検討している。ア～エを比較して、甲と乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「登録意匠Mではなく、登録意匠Nの方が市場での評価が高いのですが、登録意匠Nだけについて通常実施権を取得できますか。」
- 乙 「はい。意匠権K（本意匠）の通常実施権を取得せずに意匠権L（関連意匠）のみの通常実施権を設定することも可能です。」
- イ 甲 「Y社から、X社が意匠権K及び意匠権Lの有効性を争うときはライセンス契約を解除できる旨の合意を求められています。この合意は独占禁止法の問題を生じさせませんか。」
- 乙 「こうした合意は直接競争を阻害する可能性があり、不公正な取引方法に該当する可能性が高いといえるので、拒否すべきです。」
- ウ 甲 「通常実施権の許諾を受けた場合、登録意匠M又は登録意匠Nと類似した意匠を用いても、第三者の意匠権を侵害するおそれはありませんか。」
- 乙 「いいえ。Y社との通常実施権契約を締結した場合でも、第三者の登録意匠と抵触する場合、業として実施できない場合があります。」
- エ 甲 「通常実施権に基づいて登録意匠M又は登録意匠Nを使用することが、競争関係にある他の事業者との間で混同を生じる可能性があります。この場合、意匠登録が取り消される可能性はありますか。」
- 乙 「いいえ。意匠法では、混同を理由とした登録意匠の取消制度は存在しないため、第三者からの申立てにより意匠登録が取り消される可能性はありません。」

問20

食品メーカーX社は、登録商標Mを保有している。小売業者のY社から、登録商標Mを国内で独占的に使用したいとの申入れがあったため、ライセンス契約を締結する方向で検討している。契約の内容には、Y社が登録商標Mを使用した商品の見本をX社に提出し、X社の承諾後に販売を開始する旨の規定がある。ア～エを比較して、X社の担当者の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Y社が登録商標Mを使用する際、Y社のブランドを併記する場合には、商標権の管理とは無関係であるため、特段の注意を払う必要はない。
- イ Y社の商品が他社の商品と混同されるおそれがあることをY社が認識していた場合には、商標登録の取消理由となる。
- ウ Y社が提出した商品の見本に品質の誤認を生じる可能性がある場合、ライセンス契約自体が無効となる可能性があるため、品質の誤認が生じないことを確認する必要がある。
- エ Y社が商標の使用範囲を遵守していても、X社が商品の見本の検査を怠った場合、商標権者としてY社に対する監督義務違反の責任を問われる可能性がある。

問21

アウトドア用品メーカーX社は、自社製品をインターネット上で販売するため、Y社との間で、インターネット販売サイトの運営代行を目的とする業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結しようとしている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社の担当者がY社の担当者と電話で交渉した結果、両担当者はオンライン会議において本契約の内容について合意した。しかし、本契約に関し何ら書面が交わされなかった場合、本契約が成立する可能性はない。
- イ 本契約において、X社が支払う業務委託料に関して遅延損害金の利率を定めていない場合であっても、X社が業務委託料の支払を遅延した場合には、Y社はX社に対してY社が妥当とする利率により計算した遅延損害金を請求することができる。
- ウ X社がY社との間で作成した契約書には、X社の製品分類や価格表に基づいてY社が製品を販売する義務等についてX社とY社との間で合意した内容が記載されている。契約書の名称に、単に「覚書」としか記載されていない場合、「契約書」と記載された場合と比較して、法的に一定の請求が制限されるなど本契約の効力に差が生じる。
- エ X社が本契約を解除してしまうと、本契約は遡及的に消滅するが、Y社の納期遅延等によってX社が損害を被った場合には、X社はY社に対して本契約の債務不履行に基づく損害賠償請求をすることができる。

問 2 2

化粧品メーカーX社は、X社の製品の名称を模倣した商品を販売している甲に対して、甲の当該行為が、X社の商標権を侵害しているとして、商標権侵害を理由とする損害賠償請求訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起しようと考えている。ア～エを比較して、X社の商標担当者の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 本件訴訟において、X社は、損害額の立証として、売上高等の販売実績を示す資料を提出することを考えている。ただし、当該資料にはX社の営業秘密が含まれている。原則として、訴訟記録は誰でも閲覧することができるが、訴訟の当事者間で非開示の合意をし、当該合意書を裁判所に提出すれば、当該資料を第三者に閲覧されないように制限することができる。
- イ X社の住所地は東京都にあり、甲の住所地は福岡県にある。X社は、本件訴訟を福岡地方裁判所のほか、大阪地方裁判所に提起することができる。
- ウ 本件訴訟において、X社は、取引先との英文契約書を証拠として提出することを考えている。当該英文契約書を提出して書証の申出をするときは、全文について訳文を添付しなければならない。
- エ 本件訴訟において、甲の代理人弁護士は、本案について準備書面を提出したが、口頭弁論期日はまだ開かれていない。原告は、判決が確定するまでは本件訴訟の全部又は一部の訴えを取り下げることができるのであるから、X社は甲の同意がなくても本件訴訟の訴えを取り下げることができる。

問 2 3

食品メーカーX社は、新製品の菓子に商標「ABCクッキー」を付して期間限定で販売したところ、Y社から商標権侵害であるとの警告書が届いた。X社は発売前に商標調査を怠っていた。ア～エを比較して、X社の知的財産担当者が上司に報告した内容として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「期間限定の販売で、すでに終了しているため、今後販売しなければ問題ありません。その旨を回答すれば、侵害の責任を免れられます。」
- イ 「Y社の登録商標は『クッキー a b c』で、文字の構成が異なるため、権利侵害となる可能性はありません。」
- ウ 「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の確認だけでなく、商標登録原簿を閲覧してY社の商標権が存続しているかなど最新の権利状況を正確に把握します。」
- エ 「Y社の商標権はX社の新製品発売より後に登録されている可能性があります。X社の商標使用の開始日がY社の登録日より早く、不正競争目的ではなく、かつ需要者の間に広く認識されていたことを証明できれば、先使用権を主張できますので、使用開始日の証拠を収集します。」

問24

飲料メーカーX社は、商標「ABC」（指定商品：第32類「ビール、清涼飲料、果実飲料」）について商標権を有している。当該商標権に係る商標登録に対して、指定商品「清涼飲料、果実飲料」を対象とする不使用取消審判が請求された。X社は、「ABC」をブランド名としてパッケージに付して、約5年前から「ビール」及び「ミネラルウォーター」を販売している。ア～エを比較して、X社の知的財産担当者の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。ただし、「ミネラルウォーター」は「清涼飲料」の下位概念にあたる商品である。

- ア 商標「ABC」は「ミネラルウォーター」に使用しているため、「清涼飲料」については使用証拠を提出することはできるが、「果実飲料」については使用証拠を提出することができない。したがって、「果実飲料」を取り消すとする一部認容審決を受けるであろうと考えた。
- イ 商標「ABC」は「ミネラルウォーター」に使用しているが、これは「清涼飲料」に含まれる。したがって、「ミネラルウォーター」以外の「清涼飲料」及び「果実飲料」は取り消されると考えた。
- ウ 「ビール」については、売上が非常によく著名性の証明も可能な状態であるため、商標「ABC」を使用した「ビール」の使用証拠を提出することができる。したがって、指定商品「清涼飲料、果実飲料」の取消しを回避できると考えた。
- エ 「ミネラルウォーター」については商標「ABC」の使用実績があるため、「ミネラルウォーター」の使用証拠を提出することができる。そうすれば、請求は不成立となり、指定商品「清涼飲料、果実飲料」の取消しを免れ得ると考えた。

- 3 靴メーカーX社は、自社の複数の商標登録に対して不使用取消審判が請求されており、X社のブランドマネージャー甲は対応を検討している。問25～問26に答えなさい。

問25

甲は、審判事件答弁書作成の準備を進めている。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 審判費用を請求人の負担とすることを求めることはできない。
- イ X社が提出する証拠について紙で提出する場合は、証拠番号について乙第1号証写し、乙第2号証写しのように記載し、それぞれ正本1通、副本2通の提出が必要である。
- ウ X社が提出する証拠について電子特殊申請で提出する場合は、副本の提出は不要である。
- エ 証拠物件が文書であるときは、証拠説明書を作成し審判事件答弁書と共に提出すべきである。

問26

甲は、不使用取消審判における使用証拠について検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 自社の登録商標が「ABC\エービーシー」と上段を欧文文字、下段をその読みをカタカナで表した二段書きからなる商標で、「ABC」のみで使用されている場合、使用証拠とは認められない。
- イ 自社の登録商標が活字体で、使用商標が筆記体である場合、使用証拠とは認められない可能性がある。
- ウ 自社の登録商標が「虹」で、使用商標が「rainbow」である場合、使用証拠とは認められない。
- エ 自社の登録商標が「チャンピオン」で、使用商標が「チャンピオン」である場合、使用証拠とは認められない。

4 問27～問32に答えなさい。

問27

アパレル企業X社は、日本において、第25類の「被服」を指定商品とする登録商標「ABC」に基づき、税関に対し、「ティーシャツ、ジャンパー、靴下」を差止対象とした輸入差止申立てを行い、これが受理された。X社の知的財産部の部員甲とその上司乙は、税関から通知された2件の「認定手続開始通知書」について会話をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、2件の「認定手続開始通知書」のうち、1件は「疑義貨物」の欄には品名「ティーシャツ」と記載されており、他の1件は品名「セーター」と記載されている。

乙 「『認定手続開始通知書』といっても、1つは『認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）』と明示されており、もう1つは『認定手続開始通知書（権利者用）』と明示されていますね。この2つの違いは何ですか。」

甲の発言1 「前者は、いわゆる簡素化手続であり、輸入者から『争う旨の申出』がない限り、権利者である我々が意見を述べることなく、必ず商標権侵害物品として認定されます。一方、後者は通常手続であり、権利者である我々が意見を述べなければ、商標権侵害物品として認定されません。」

乙 「同じ商標権に基づいて認定手続が進められているのに、簡素化手続と通常手続に分かれるのはなぜですか。」

甲の発言2 「疑義貨物の内容を確認してください。簡素化手続による『認定手続開始通知書』の疑義貨物の品名には『ティーシャツ』と記載されており、通常手続による『認定手続開始通知書』の疑義貨物の品名には『セーター』と記載されています。一方、輸入差止申立書の品名には『ティーシャツ、ジャンパー、靴下』と記載されています。つまり、輸入差止申立ての対象に、『ティーシャツ』は含まれていますが、『セーター』は含まれていません。輸入差止申立ての対象の範囲内であれば簡素化手続、範囲外であれば通常手続となります。」

乙 「権利者が認定手続において、商標権の侵害を主張する際に注意すべき点がありますか。」

甲 「疑義貨物が真正品（正規品）でないことを確認する必要があります。」

乙 「疑義貨物が我々の手元にはない場合は、どのようにして真正品（正規品）でないことを確認するのですか。」

甲の発言3 「簡素化手続では輸入者から『争う旨の申出』があった場合、また通常手続では所定の期間内に、税関に対し、疑義貨物の画像情報を電子メールで送付するよう申し出ることができます。疑義貨物について、その画像情報をもとに真正品（正規品）でないことを確認することができます。」

乙 「輸入者の意見書には、『疑義貨物は1点のみで、個人的に使用するために輸入した。また、疑義貨物は中国の有名な通販サイトを運営している事業者から購入したものであり、商標権侵害にはあたらない』と記載されています。疑義貨物が1

点しかない場合、商標権の侵害にはならないのですか。」

甲の発言4 「令和4年（2022年）10月1日に施行された改正関税法によれば、海外の事業者が模倣品を国際郵便などで日本国内に持ち込む行為は権利侵害に該当する、とされました。そのため、海外の事業者から個人が輸入した場合でも、疑義貨物の点数にかかわらず、商標権の侵害となります。」

- ア 甲の発言1
- イ 甲の発言2
- ウ 甲の発言3
- エ 甲の発言4

問28

大阪に本社をおくアパレル企業X社は、第25類、指定商品「被服」とする登録商標「ABC」を所有しており、この商標は2021年10月1日に登録されている。X社の知的財産部の担当者甲は、最近、中国で商標「ABC」を付した「TEEシャツ」の模倣品が流通しているという情報を得たが、現時点ではその模倣品が日本国内で流通しているという情報はない。甲とその上司乙は、日本の税関における輸入差止申立てについて会話をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 乙 「税関に輸入差止申立てをする場合は、本社所在地を管轄する大阪税関に申請しなければならないですか。もし、全国9つの税関に輸入差止めを申し立てる場合には、税関毎に申立てを行う必要があるのですか。そうであれば、わが社の人的・事務的負担が大きくなりますね。」
- 甲 「輸入差止申立ては、本社所在地の税関で行う必要はなく、全国9つの税関のいずれかに申請すれば大丈夫です。また、1つの税関に輸入差止申立てを行えば、全国の税関においても対応されますので、税関毎に申立てを行う必要はありません。」
- イ 乙 「輸入差止申立ての有効期間はいつまでですか。商標権のように輸入差止申立ても更新できるのですか。登録商標『ABC』の商標権の存続期間満了日は2031年10月1日なので、輸入差止申立ての有効期間も2031年10月1日までになりますか。」
- 甲 「輸入差止申立ての有効期間は、最長で受理日から4年間です。更新も可能です。例えば、税関の輸入差止申立ての受理日が2025年10月1日である場合、輸入差止申立てはその日から4年間有効です。輸入差止申立ては更新をしなければ、その効力は商標権の存続期間満了日前に終了します。」
- ウ 乙 「模倣品について、中国国内では発見されましたが、日本ではまだその存在は確認されていません。模倣品が日本に輸入されているかどうか不明ですし、誰が輸入しているのかも不明です。中国で模倣品が発見されたことだけで、税関に輸入差止申立てを行うことは可能ですか。」
- 甲 「外国で模倣品の存在が確認されていれば、侵害物品の輸入のおそれがあるため、日本国内で確認されているかどうかにかかわらず、輸入差止申立ては可能です。輸入差止申立書には『予想される輸入者』の記載欄がありますが、輸入者が不明の場合は空欄のままでも申請できます。」
- エ 乙 「模倣品は、『TEEシャツ』だけでなく、今は存在していませんが、将来的には『セーター』も予想されます。模倣品が予想される『セーター』も含めて輸入差止申立てを行うことはできますか。」
- 甲 「『セーター』を輸入差止申立ての対象に含めることも可能です。登録商標『ABC』の指定商品は『被服』であり、この『被服』の中には『TEEシャツ』だけでなく『セーター』も含まれているからです。」

問 29

ア～エを比較して、中国税関による知的財産侵害物品の水際取締制度に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 知的財産権税関保護届出は、企業の出入国における知的財産権の有効保護に重要な役割を有し、「知的財産権税関保護条例」の第16条の規定によると、知的財産権がすでに税関総署に届け出られた場合に限って、税関は能動的に発見した権利侵害被疑貨物の輸出入状況を知的財産権の権利者に通知する。
- イ 税関総署に届け出ることのできる知的財産権は、下記の2つの条件に合致しなければならない。(1) 中国法律に保護されている。届け出ることのできる知的財産権は、まず中国法律、行政法規に保護されるものでなければならない。一部の輸出貨物に使用された知的財産権は、輸入国では法的保護を受けているが、中国法律に保護されていなければ、税関総署で届け出ることができない。(2) 商標専用権、著作権及び著作権に関連する権利、専利権に限定される。
- ウ 知的財産権税関保護届出は、税関総署が届出を承認した日からその効力が生じ、10年間の有効期間を有する。知的財産権の有効期間が税関総署が届出を承認した日から10年間に満たない場合、届出の有効期間は知的財産権の有効期間に準じる。10年間を超過した場合、届出の有効期間は最大10年間である。
- エ 税関は、輸出入貨物に対し監督・管理を実施する過程において、税関総署で届け出られた知的財産権を侵害する疑いのある貨物を発見した場合、直ちに知的財産権の権利者に通知する。知的財産権の権利者は、税関からの書面通知を受領してから5営業日以内に、税関宛に権利侵害被疑貨物を差し押さえるよう申請し、担保を提供する。知的財産権の権利者は上記の期限内に申請を提出し、担保を供した場合、税関は、権利侵害貨物を差し押さえない。知的財産権の権利者が上記の期限内に申請を提出せず又は担保を提供しなかった場合、税関は関連する貨物の通関を許可しなければならない。

問30

日本企業であるX社は、中国に自社製品を輸出し販売するため、中国で商標を出願することを考えている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア X社が出願しようとする商標がすでに中国で第三者に出願されている場合であっても、当該第三者の出願に商標を使用する目的がなく、かつ、X社への高値の売却等の悪意があるときには、当該第三者の出願が拒絶される可能性がある。
- イ X社が中国で出願しようとする商標がすでに第三者に出願されている場合であっても、当該第三者の商標が登録される前に異議を申し立てることにより登録を阻止し得る。
- ウ 中国では、いわゆる商標コンセント制度が商標法上明確に規定されており、X社が中国で出願しようとする商標がすでに第三者により登録されている場合であっても、当該第三者の同意を取得できれば、問題なく併存登録することができる。
- エ X社の商標登録後に第三者によりX社の商標が侵害され、その態様が悪質で情状が重大な場合には、X社の受けた損害の最大5倍の懲罰的賠償が課される可能性がある。

問31

電機メーカーX社は、中国で販売する予定の自社製品について中国で意匠権を取得することを検討している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社が出願した意匠が登録された場合の保護期間は出願日から10年であり、当該期間を超えて保護されることはない。
- イ X社の製品が、同一の類別かつセットで販売又は使用される物品である場合でも、これらの物品を1つの意匠として登録する余地はない。
- ウ X社の意匠登録後に第三者によりX社の意匠権が故意に侵害され、情状が重大な場合には、X社の受けた損害の最大5倍の懲罰的賠償が課される可能性がある。
- エ X社は製品の全部について意匠権を取得することはできるが、製品の一部について意匠権を取得することはできない。

問 3 2

日本の会社であるQ社は、米国において「Q」の商標で、第5類の医薬品（Pharmaceutical products for…）の販売を過去20年間行っている。最近、ヨーロッパに本社があるOPQ社が米国において、「Q」の商標で、第42類の医薬品開発研究サービス（Pharmaceutical research and development）の商標登録出願を、使用意思（Intent To Use）を基礎として、提出していることがわかった。なお、OPQ社の商標登録出願は、現在、異議申立期間内（opposition period）である。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Q社の商標登録は第5類の医薬品に限られているため、OPQ社の商標に対して異議申立てをすることはできない。
- イ OPQ社の商標は出所混同を招く可能性があるため、Q社は異議申立てを行うことを検討すべきである。
- ウ OPQ社の本社がヨーロッパにあるため、ヨーロッパでOPQ社が有する商標登録「Q」に対して異議申立てを行うことで、OPQ社の米国での商標登録を防ぐことが可能である。
- エ Q社がOPQ社の商標に対して異議申立てを行うためには、まず第42類の医薬品開発研究サービスでの商標登録出願をすることが必要である。

- 5 日本のドラマ制作会社X社が制作した配信ドラマ「熱中怪獣！推しGON」が、世界的に大ヒットした。X社は、タイのアパレルメーカーY社からグッズの共同開発のオファーを受け、Y社に対し、X社の登録商標である「熱中怪獣！推しGON」（以下、「本件X社商標」という。）を、ライセンスすることになった。X社の法務部の部員甲は、英文契約（以下、「本件ライセンス契約」という。）のドラフト（以下、「本件ライセンス契約書案」という。）を作成している。問33～問35に答えなさい。

LICENSE AGREEMENT(DRAFT)

This Agreement (“Agreement”), made and entered into as of April 1, 2025 (“Effective Date”) by and between X Inc. (“X”), a corporation organized and existing under the laws of Japan having its principal office at ****, JAPAN and Y., LTD. (“Y”), a corporation organized and existing under the laws of the United States having its principal office at ***** , Thailand.

1

WHEREAS, X is the exclusive owner of certain Trademark (as defined below), and has registered the Trademark in Japan and the United States; and

WHEREAS, Y desires a license from X to use the Trademark in connection with the distribution and sales of the Licensed Products (as defined below) in the Territory (as defined below);

2

, the Parties agree as follows:

Article 1 Definitions

1. “Trademark” shall mean the registered trademark “熱中怪獣！推しGON” as shown in Exhibit A attached hereto.
2. “Licensed Products” shall mean the products manufactured and distributed by Y listed in Exhibit B attached hereto.
3. “Territory” shall mean Japan and Thailand.
4. “Subsidiary” shall mean a corporation, more than fifty percent (50%) of whose outstanding shares representing the right to vote for the election of directors, are, now or hereafter, owned or controlled, directly or indirectly, by a party hereto.

Article 2 License Grant

X hereby grants to Y, during the effective term of this Agreement and subject to the terms and conditions of this Agreement, a non-exclusive, non-transferable, and non-sublicensable right to use the Trademark in the Territory in connection with the distribution and sales of the Licensed Products; provided, however, that Y shall be allowed to sublicense the right only to Y’s Subsidiary.

(次ページに続く)

(omitted)

Article●● Termination

1. Either Party may, without prejudice to any other rights or remedies, immediately terminate this Agreement by giving a written notice to the other Party, if the other Party commits a material breach hereof and has not remedied that breach (where capable of remedy) within twenty (20) days of the notice made by the non-breaching Party.

2. The breaching Party shall fully compensate any damages and expenses caused by the termination to the non-breaching Party.

Article●● Effect of Termination

Except otherwise specifically agreed by the Parties hereto, upon expiration or termination of this Agreement, Y shall cease all use of the Trademark or any resembling trademarks and shall not use the Trademark or any trademarks confusingly similar to the Trademarks.

Article●● Governing Law

This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan.

Article●● Settlement of Disputes

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this Agreement shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be Tokyo, Japan.

IN WITNESS of this Agreement, the Parties have caused this Agreement to be executed by their respective duly authorized representatives as of the date first above written.

FOR X:

By (Signature)

Name:

Title:

FOR Y:

By (Signature)

Name:

Title:

問33

本件ライセンス契約書案の空欄 ～ には、英文契約書における定型的な語句が使われている。ア～エを比較して、空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- | | | |
|---|---|---|
| ア | <input type="text" value="1"/> = HEREINAFTER | <input type="text" value="2"/> = HERETO |
| イ | <input type="text" value="1"/> = IN WITNESS WHEREOF | <input type="text" value="2"/> = WHEREAS |
| ウ | <input type="text" value="1"/> = WHEREBY | <input type="text" value="2"/> = WITNESSETH |
| エ | <input type="text" value="1"/> = WITNESSETH | <input type="text" value="2"/> = NOW, THEREFORE |

問34

ア～エを比較して、本件ライセンス契約書案に関する説明として、最も 不適切 と考えられるものはどれか。

- ア Y社は、両当事者の特別の合意がある場合を除き、本件ライセンス契約終了後は、契約終了時に残存する在庫の販売をすることができない。
- イ Y社は、本件X社商標を、Y社の子会社を含めた第三者に再許諾することができない。
- ウ 本件ライセンス契約の対象地域は、日本とタイになっている。
- エ 本件ライセンス契約違反に基づく解除がされた場合のX社からY社に対する損害賠償請求について、ライセンス使用料に相当する金額を限度額とするとの定めはなされていない。

問35

本件ライセンス契約書案に対し、Y社の法務担当者より、準拠法や紛争解決の方法について、異なる意見が提示された。そこでX社の法務部の部員甲は部長乙と検討を行っている。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 乙 「準拠法について、Y社は自国の法律の適用を強く主張しているようですが、準拠法を日本法とする合意が難しいのであれば、準拠法に関するY社の主張を認めつつ、他の方法で準拠法に関するリスクを回避することはできませんか。」
- 甲 「強行規定に反する契約条項は無効とされるリスクがありますが、それ以外の任意規定に関する部分については、紛争地や原告の便宜により規定を変更して解釈される場合があるため、ある程度リスクを回避することは可能です。」
- イ 乙 「本件ライセンス契約で定める仲裁合意に基づいて、準拠法の合意ができなかった場合、仲裁廷における準拠法については、どのように考えられますか。」
- 甲 「基本的には、当事者が合意している場合には、合意した準拠法によることとなりますが、当事者が合意していない場合には、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある国の法令であって事案に直接適用されるべきものが適用されることとなります。」
- ウ 乙 「仲裁ではなく、裁判手続を選択することも考えられますが、裁判手続を選択した場合、どこに管轄を設定するかが問題となってきます。X社としては、移動の負担、言語の問題、普段から付き合いのある弁護士への依頼のしやすさなどから、日本の裁判所を専属管轄としたいと思いますが、反対に、一般論として、日本の裁判所を専属管轄とするリスクとしては、どのようなことがありますか。」
- 甲 「一般論としては、日本において勝訴判決を得ても相手国において判決を執行できない可能性があるため、管轄を検討する際には、執行の可否や、執行の難易度についても検討しておく必要があります。」
- エ 乙 「現時点で仲裁合意をすることが難しいのであれば、一旦、本件ライセンス契約書案に落とし込むことは諦めて、紛争になった後に、改めてY社と協議をして仲裁合意をするということはできませんか。」
- 甲 「紛争になった後に仲裁合意をすることも認められていますが、当事者が署名した書面による合意が必要です。」

- 6 次の文章は、靴の上部とソール（靴底）部分が接した境界部分の領域に靴の外周に沿って配された黄色の破線状の図形からなる位置商標（以下、「本願商標」という。）に係る知財高裁令和5年8月10日判決の一部である（なお、出題のため一部変更している）。問36～問37に答えなさい。

（前略）

商標法第3条は商標登録の要件を規定するものであり、同条第1項柱書及び同項第3号によると、自己の業務に係る商品について使用をする商標について、「その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格」を「普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」は商標登録を受けることができないものとされている。同号に掲げる商標が商標登録の要件を欠くとされるのは、このような商標は、商品の産地、販売地その他の特性を表示記述する標章であって、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに、一般的に使用される標章であって、多くの場合自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものであることによるものと解される（最高裁昭和53年（行ツ）第129号同54年4月10日第三小法廷判決・裁判集民事126号507頁参照）。そして、商品が通常有する形状その他の特徴（以下「形状等」という。）又は取引者、需要者をして商品が通常有すると予測できる範囲の形状等のみからなる外観の一部から構成される位置商標については、需要者及び取引者が、当該形状等について、商品の通常の形状等にすぎないと認識するか又は商品の機能や美観を際立たせるために選択されたものと認識し、出所表示識別のために選択されたものとは認識しないことが多いことや、商品等の機能又は美観に資することを目的とする形状等は、同種の商品等に関与する者が当該形状等を使用することを必要とし、その使用を欲するものであるから、先に商標出願したことを理由として当該形状等を特定の者に独占させることは、公益上の観点から適切でないことに照らし、商標法第3条第1項第3号に該当すると解するのが相当である。

（中略）

したがって、本願商標は、指定商品である革靴及びブーツの形状として、普通に用いられる形状その他の特徴のみからなる標章であるというべきであり、少なくとも黄又は黄色系の靴製品を、一般的な製造方法であるグッドイヤーウェルト製法により製造する者であれば、何人も使用を欲するものであって、かつ、一般的に使用される標章であるというべきであるから、商標法第3条第1項第3号に該当すると認めるのが相当である。

（中略）

商標法第3条第2項は、商品の形状その他の特徴を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるものとして同条第1項第3号に該当する商標であっても、使用により自他商品識別力を獲得するに至った場合には、商標登録を受けることができると規定する。同号に該当する商標が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、当該商標の構成、

（次ページに続く）

商品における商標の使用の状況、その商標ないし商品の使用期間、使用地域、商品の販売数量、広告宣伝のされた期間・地域及び規模、類似商品の存否などの事情を総合考慮して判断するのが相当である。そして、上記において、当該商標は、原則として、出願に係る商標と実質的に同一であり、指定商品に属する商品等に使用されるものであることを要する。もっとも、商品等は、その販売等にあたって、出所たる企業等の名称や記号・文字等からなる標章などが付されるのが通常であり、また、当該商標に係る特徴以外にも外観上の特徴を有していることがあることに照らせば、商品が、当該商標に係る特徴を具備していたという事情のみによって、直ちに当該商標について使用による識別力の獲得を肯定することは適切ではなく、商品の外観、商品に付されていた名称・標章その他の特徴の大きさや位置、周知・著名性の程度等の点を考慮し、当該商標が需要者の目につきやすく、強い印象を与えるものであったか等を勘案した上で、当該商標が独立して自他商品識別機能を獲得するに至っているか否かを判断すべきである。

(中略)

本願商標の指定商品である革靴、ブーツは、広く一般の需要者を対象とする商品であるにもかかわらず、本件アンケート調査は、本調査としてその対象者を「店舗、通販サイト、雑誌等で革靴やブーツを見ることがある方」であり、かつ、「1年以内に革靴やブーツを購入した方」と限定し、これによって革靴やブーツに関心のない層が除外されることになるが、そのような層も必要に応じて生活必需品等として革靴やブーツを買うことが予想されることに照らすと、本件アンケート調査における本調査の対象者の限定については相当性の有無との問題があるものの、本件アンケート調査の結果によると、本願商標の特徴を有する黒い革靴の黄色ステッチ部分の写真を見た需要者（店舗等で靴やブーツを見ることがある者及び1年以内に革靴やブーツを購入した者）のうち、30.7%が原告ブランド名を想起することができ、選択肢を示された場合には37.6%が原告ブランドを選択することができており、(略)本件アンケート調査の結果からは、需要者（ただし、上記のとおり、本調査としてその対象を限定された需要者層である。）のうち相当程度の者が、黒い革靴に本願商標が用いられた場合に、本願商標から原告ブランド名を想起できる程度に、黒い革靴に用いられた場合の本願商標は、認知度が高いものと認めることができる。しかしながら、本願商標が黄色やベージュのアウトソール及びウェルトとともに用いられた場合には、必ずしも視認性に優れるものではなく、需要者の目を引くとはいえない。

(略) そうすると、少なくとも黒い革靴に用いる場合には、本願商標は相当程度の認知度を得ているということができるとしても、それ以外の色の革靴及びブーツに用いられる場合の本願商標の認知度が高いと認めるに足りる証拠はないというほかない。なお、前記1(4)のとおり、商標権の範囲は、願書に記載した商標に基づいて定められるものであるところ(商標法第27条)、本願商標の願書の記載によると、下地が黒色であることは本願商標の範囲に含まれるものではないから、アウトソール及びウェルトが黒色である場合の本願商標の認知度をもって、本願商標自体の認知度を評価することは相当ではない。

(以下略)

問36

ア～エを比較して、本件裁判例で述べられていることに基づいた、商標法第3条第1項第3号についての記述として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 同号に該当するか否かを検討する際には、独占適応性がないとする公益上の理由は考慮する必要はないとされている。
- イ 靴の上部とソール（靴底）部分が接した境界部分の領域に靴の外周に沿って配された黄色の破線状の図形からなる位置商標は、同号に該当しないと判断されている。
- ウ 商品等の機能又は美観に資することを目的とする形状等は、同号に該当すると解するのが相当であるとされている。
- エ 商品の産地、販売地等を記述する標章は、普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標に該当しなくても、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであることなどから、一般的に使用される標章であって、多くの場合自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないと述べられている。

問37

ア～エを比較して、本件裁判例で述べられていることに基づいた、商標法第3条第2項についての記述として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 出願商標と使用に係る商標は実質的に同一であることを要するとされている。
- イ 商品が、当該商標に係る特徴を具備していたという事情のみによって、直ちに当該商標について使用による識別力の獲得を肯定することは適切ではないとされている。
- ウ アンケート結果では原告ブランドを想起・選択できた割合は4割に満たないが、本願商標は認知度が高いものと認めることができるとされている。
- エ 本願商標は同項に該当するものではなく、仮にアウトソール及びウェルトの色を黒色とした場合でも認知度は認めることができず、同項に該当することはないと示唆されている。

7 日本ヘルスケア製品メーカーであるZ社は、新ブランド「REGENA」について、日本で第3類「化粧品、美容液」等を指定商品とする商標登録を取得している。Z社は当該ブランドの海外展開に向けて、マドリッド・プロトコルに基づく国際登録出願を行い、2023年1月にタイ、インドネシア、中国を指定した。その後、2023年8月に欧州連合（EU）を事後指定の対象とした。EUにおいては、審査官による例えば先行商標との混同のおそれの審査は原則として行われないが、2024年2月にイタリアの化粧品メーカーX社から、同社が所有する登録商標「REGENERA」（第3類「化粧品、美容液」）との混同を理由とする異議申立てがなされた旨、欧州連合知的財産庁（EUIPO）を通じてZ社に通知があった。また、Z社は2024年4月に企業再編を行い、スキンケア事業を新設子会社「ZETAヘルスケア株式会社」に事業譲渡することを決定した。それに伴い、国際登録の名義変更を検討している。さらに、中国において審査官から、指定商品の範囲が広すぎるという拒絶理由を受け、一部の指定商品について区分変更が必要となった。Z社の法務部の担当者甲と丙は、本件について検討をしている。問38～問40に答えなさい。

甲 「『REGENA』という名称について、EUIPOから異議申立通知を受けました。これは世界知的所有権機関（WIPO）を通じて対応すればよいですね。」

丙 「1」

甲 「『REGENA』の商標権を『ZETAヘルスケア株式会社』に譲渡する予定です。WIPOに名義変更を届け出れば、すべての指定国で自動的に効力が発生しますよね。」

丙 「2」

甲 「中国での審査において、一部の指定商品について第3類から第5類へ区分変更するよう求められました。マドプロ出願の場合、このような区分変更は可能ですか。」

丙 「3」

問38

ア～エを比較して、空欄「1」に入る丙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

ア EUIPOにおける異議申立手続は、WIPOを通じて対応する必要があります。マドリッド制度では、WIPOが各指定国と連携して手続を進めるため、出願人はWIPOに対応書面を提出することで足りる。これがマドリッド制度の利便性の1つです。

イ EUIPOにおける異議申立手続は2つのフェーズに分かれており、まずクーリングオフ期間として和解の機会が設けられ、その後反論期間に入ります。意見書の提出先はEUIPOであり、提出期間は通常2カ月ですが、双方の合意により延長も可能です。

ウ EUIPOへの異議申立てに対しては、相手方との和解交渉も選択枝の1つです。実務上は、使用範囲の限定や共存合意等による解決も多く、そのような合意がなされれば、それをEUIPOに通知することで手続は終了します。

エ 異議申立てへの対応は、まずEUIPOの手続規則に従って行う必要があります。なお、異議申立人の登録商標『REGENERA』とZ社の『REGENA』は類似性があるとみな

される可能性がありますので、称呼・外観・觀念の各要素について詳細な反論を準備した方がよいでしょう。

問39

ア～エを比較して、空欄〔2〕に入る丙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際登録簿での名義変更登録が完了しても、中国などの一部の国では商標権の名義変更について独自の『審査』と『公告』を経て初めて名義変更の効力が発生するため、すべての指定国で自動的に効力が発生するわけではありません。
- イ 原則として国際登録簿が更新されると各指定国に通知されますが、指定国によっては国内法に基づく追加の手续や確認が必要となる場合があります。特に、商標権の実施状況や譲渡契約の内容についての審査が行われる国もあります。
- ウ 国際登録の名義変更と同時に、日本の基礎出願又は基礎登録の名義変更も自動的に同期されます。これは、国際登録と基礎出願又は基礎登録との間において名義人の同一性が求められているからです。
- エ 名義変更が国際登録簿に記録されても、指定国の官庁が当該変更に関効がないと判断した場合には、その旨を18カ月以内にWIPOへ宣言することが可能です。このような宣言がされた場合、国際登録上は名義変更が有効でも、当該指定国では旧名義人が依然として権利者とされることがあります。

問40

ア～エを比較して、空欄〔3〕に入る丙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア マドリッド議定書に基づく国際登録出願においては、指定国での審査中に商品・役務の区分変更が求められた場合、その変更を認めることはできません。この場合、該当する商品・役務を削除するか、別途国内出願を行う必要があります。
- イ マドプロ出願の場合、商品・役務の区分は、WIPOの国際事務局の判断が優先されます。中国での審査において区分変更を求められても、WIPOの区分に基づいて応答し、WIPOが認めた区分を主張すべきです。区分の相違は、各国の解釈の違いにすぎないため、その点を主張することで克服を図るべきです。
- ウ マドプロ出願における区分変更は認められていません。ただし、中国での審査において別の区分が適切と判断された場合、拒絶された指定商品を削除した上で、別途中国への国内出願により対応することが可能です。
- エ マドリッド議定書では、一度登録された商品・役務の区分を変更することは原則として認められておらず、区分変更を求められた場合には、当該指定商品を削除した上で、別途国内出願により対応する必要があります。国際登録に基づく保護が拒絶された商品・役務については、国内法に基づく転換（conversion）が可能な場合もあります。

8 問4 1～問4 3に答えなさい。

問4 1

次の文章は、商標「Glashütte」について「downloadable virtual goods, namely watches, clocks, and their accessories, for use online or in online virtual worlds in Class 9, as well as retail services and provision of these virtual goods in Classes 35 and 41.」を指定した商標登録出願の拒絶に対して争われた欧州一般裁判所の判決の抜粋である（なお、出題のため一部変更している）。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

JUDGMENT OF THE GENERAL COURT (First Chamber)

11 December 2024

In Case T-1163/23,

Glashütter Uhrenbetrieb GmbH et al., established in Glashütte (Germany),
represented by D,

applicant,

v

European Union Intellectual Property Office (EUIPO), represented by V, acting as
Agent,

defendant,

THE GENERAL COURT (First Chamber),

composed of I,...

gives the following

Judgment

...

Law

...

The second part of the single plea in law, concerning the extension of the reputation of the town of Glashütte in the field of traditional watchmaking to the virtual goods and services in question

...

... first, the Board of Appeal correctly found that the name Glashütte would evoke for the relevant public a German town famous for the manufacture of high-quality watches, ... Accordingly, the Board of Appeal did not make an error of assessment in finding that the mark applied for as a whole would be perceived by the relevant

(次ページに続く)

public as evoking ... a reputation for excellence in the watchmaking industry of the town of Glashütte ... the ... elements were devoid of distinctive character.

As regards, in particular, the assessment of the distinctive character of a mark in relation to virtual goods and services for which registration is sought, it must be held that the relevant public will, in principle, perceive virtual goods and services in the same way as it perceives the corresponding real-world goods and services. The nature of the goods and services in question is therefore decisive. Thus, if virtual goods merely represent real-world goods, or if virtual goods represent or emulate the functions of real-world goods, or if virtual services emulate the functions of real-world services in the virtual world, the relevant public's perception of the real-world goods and services can, in principle, be transferred to their virtual counterparts. The possibility of such a transfer must nonetheless be assessed on a case-by-case basis, taking into account the specific nature of the virtual goods and services in question.

In the present case, it must be borne in mind that the public with regard to whom the Board of Appeal assessed the distinctive character of the mark applied for is limited to members of the German public who know the town of Glashütte, and therefore the reputation of that town for the manufacture of watches, ... Furthermore, the virtual goods and services in question refer to real-world horological products and their accessories and can therefore represent the corresponding real-world goods and services or emulate their functions. Consequently, when that public is confronted with those virtual goods and services, it will directly perceive the mark applied for as a logical extension of the reputation of the town of Glashütte in traditional watchmaking and that mark will evoke the same positive feelings in that public regarding the quality and authenticity of the virtual goods and services as exist in relation to the quality and authenticity of the real-world ...

Indeed, as the Board of Appeal rightly pointed out, the goods and services in question consist of virtual goods relating to horological products and their accessories and to the retail sale and provision of these virtual goods. Consequently, the mark applied for will indeed be used in relation to virtual goods and services that may represent the same real-world goods and services for which the name of the town of Glashütte is renowned or emulate the functions of those real-world goods and services.

Secondly, the applicant's argument that the Board of Appeal disregarded the substantial difference between real-world and virtual goods must also be rejected...

With regard to the applicant's argument that there is a 'substantial difference'

(次ページに続く)

between real-world horological products and the virtual goods in question, which are digital files, the applicant does not indicate how that difference would alter the relevant public's perception, since it has been established that the name Glashütte is well known in the field of traditional watchmaking, that is to say the field of the real-world goods that the virtual goods in question are intended to represent or whose functions they are intended to emulate.

Thirdly, the applicant's argument that there is no overlap between the public interested in real-world watches and that interested in virtual watches and related services must be rejected...

Accordingly, the second part of the single plea in law must be rejected as unfounded.

...

On those grounds,

THE GENERAL COURT (First Chamber)

hereby:

Dismisses the action;

Orders Glashütter Uhrenbetrieb GmbH et al. to pay the costs.

- ア 現実の商品「時計」について使用される商標として出願されたものではない場合、現実の時計の原産地であるという理由で官庁より拒絶される可能性は低い。
- イ 記述的であるという拒絶理由は、EUの一地域のみでの記述性では足りない。
- ウ 現実の時計と仮想空間の時計は非類似の商品である。
- エ 現実に使用される商品に識別力がない場合、これに相当する仮想空間上の商品についても識別力がないと判断される可能性がある。

問42

日本企業X社は、欧州で使用する商標「Y」について、欧州で権利保護を求め欧州連合商標(EUTM)の出願を検討している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア EUもニース協定による国際分類を採用しているので、日本の類似商品・役務審査基準に則って商品を記載すれば、商品の記載に関して拒絶されることはない。
- イ 出願後、一部の国についてのみ保護を取り下げることができない。
- ウ 異議が申し立てられた場合には、現地代理人を指定した上で対応が必要となることに留意する。
- エ 出願前調査により抵触する先行商標登録が存在することがわかっているにもかかわらず、問題なく権利が発生し、権利が存続する場合もある。

問43

ア～エを比較して、次の文章の空欄[1]～[3]に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

EU商標は、[1]を有することが絶対的登録要件である。色彩、3D、ホログラムに関する商標も登録が可能である。出願日の認定に関し、これらの商標は通常の商標と[2]、商標見本をもって認定される。[1]を有さない場合は、その旨が出願人に通知され、出願人は意見を述べることもできるが、商標の補正は日本同様に限られた範囲となる。審査官より[3]を求められることもある。

- | | | | |
|---|-------------|------------------|------------------|
| ア | [1] = 識別性 | [2] = 異なることはなく | [3] = ディスクレーマー |
| イ | [1] = 視認性 | [2] = 異なることがあり | [3] = ディスクレーマー |
| ウ | [1] = 識別性 | [2] = 異なることはなく | [3] = 補正 |
| エ | [1] = 視認性 | [2] = 異なることはなく | [3] = 補正 |

- 9 日本で食品会社を運営するABC社は、2026年に新しいスナック食品を米国で展開する予定がある。それに伴い、ABC社は米国代理人を通して、米国特許商標庁（USPTO）へ使用意思（Intent To Use）のみを基礎とした商標登録出願書を提出する予定がある。ABC社は「POTATO CHIP SNACK」という商標での出願を希望している。問44～問45に答えなさい。

問44

ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標登録出願に記載する指定商品は、USPTOのIDマニュアルに記載されている指定商品とすることで、出願費が\$350になることが予想される。
- イ ABC社が日本の会社であることから、使用意思を基礎とする商標登録出願は不可能である。
- ウ 日本において当該商標に係る商標登録を有する場合には、日本の商標登録を米国連邦商標登録出願の基礎とすることもできるが、この場合、使用意思を同時に基礎とすることはできず、いずれを基礎とするかを選択しなければならない。
- エ 指定商品について、記載した指定商品の文字数に応じて出願費が変更されることはない。

問45

ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標中に識別力のない要素が含まれているため、「SNACK」部分のみについて権利不要求（disclaimer）を宣言することが求められる可能性がある。
- イ 識別力がないとする拒絶理由が通知された場合、米国における使用証拠の提出と、識別力を獲得していると主張することにより、拒絶通知を解消することができると考えられる。
- ウ 識別力がないとする拒絶理由が通知された場合、ABC社が日本の会社であることから、米国代理人の他に、日本での代理人情報を提出することにより出所混同の拒絶理由を解消することができると考えられる。
- エ ABC社が希望している商標は普通名称である可能性が高いといえる。イラストを付した場合でも文字部分の保護が図れない可能性があるため、他の商標に変更することを検討すべきである。

【1級学科】

番号 正解

- 問1 イ
- 問2 イ
- 問3 エ
- 問4 エ
- 問5 エ
- 問6 ウ
- 問7 ウ
- 問8 エ
- 問9 ウ
- 問10 ウ
- 問11 ウ
- 問12 エ
- 問13 ア
- 問14 イ
- 問15 エ
- 問16 ウ
- 問17 ア
- 問18 ウ
- 問19 イ
- 問20 エ
- 問21 エ
- 問22 イ
- 問23 ウ
- 問24 エ
- 問25 ア
- 問26 ウ
- 問27 ア
- 問28 エ
- 問29 エ
- 問30 ウ
- 問31 ウ
- 問32 イ
- 問33 エ
- 問34 イ
- 問35 ア
- 問36 ウ
- 問37 エ
- 問38 ア
- 問39 ウ
- 問40 イ
- 問41 エ
- 問42 ア
- 問43 ウ
- 問44 ア
- 問45 エ